

この公会計ニュースレターでは、総務省ワーキンググループでの最新の情報をご提供すると共に私共が関与している全国の自治体様の最近の動向をお伝え致します。





本号では、公有財産台帳と固定資産台帳について解説します。

1

公会計と公有財産台帳

新地方公会計制度が資産の取り扱いを巡る改革であることは、これまでも何度か触れてきました。基準モデルの優れた特徴の一つは、自治体が持つ固定資産を台帳に網羅して可視化し、資産と負債の改革を進める素地を整備できることにあります。

自治体が保有する資産と聞くと、公有財産台帳を思い浮かべる方も多いことでしょう。しかし、以下のような理由から、公有財産台帳をそのまま固定資産台帳として扱うことはできません。

 1 金額が不明確	各自治体の公有財産(台帳)管理規則では金額の記入を定めているものの、実際は記録が残っていなかったり、あるいは必ずしも正確ではない金額が記載されているケースが散見されます。
 2 インフラ資産が記載されていない	道路や河川などのインフラ資産が記載されていません。
 3 減価償却、再評価が行われてない	耐用年数や環境変化に基づく評価替えが行われていないため、現在価値が分かりません。
 4 資本的支出が記録されていない	修繕費(前号参照)などによる資産価値の変動が反映されていません。

2

公有財産台帳から固定資産台帳を作成する

一方で、長年管理されてきた公有財産台帳は各自治体の財産を網羅的にカバーしており、その財産の実在を確かめるとい意味では価値を持ちます。上記の不足を補い、公会計整備に活用するアプローチが現実的です。

公有財産台帳をベースに固定資産台帳を整備する方法は、以下のようになります。

執行データから、資産に計上する可能性が高いレコードを抽出する。その判断は原則的に予算科目による。

例) 工事請負費、委託料の中の基本設計以降の設計管理、公有財産購入費、備品購入費(50万円以上)、負担金の一部ならびに補償、補填費の一部。

の各レコードにつき、資産の実在を確認する。

公有財産台帳上に対応するレコードがあれば、その公有財産台帳とリンクし、固定資産台帳に記載する。

対応するレコードがなければ、固定資産台帳に計上すべき資産かどうかを判断する。計上する際には、公有財産台帳ナンバーを付番し、公有財産台帳への記載も併せて行う。

インフラ資産については、個別の台帳(道路台帳、土地台帳など)と照合する。

場所、用途、構造など、その他必要となる属性情報を調べ、補記する。

固定資産台帳は、公有財産台帳ではカバーできなかった、

1 正確な金額情報 **2 インフラ資産** **3 減価償却の反映** **4 資本的支出の反映** を実現します。

このため、固定資産台帳には次の非金銭取引を反映する機能が求められます。

-) 減価償却費
-) 無償所管換等(寄付含む)
-) 除売却

公会計パッケージ「PPP」では、減価償却処理や異動登録によって仕訳データが自動生成され、固定資産台帳の管理が行われます。

なお、固定資産台帳を整備された自治体の方から、減価償却費等含んだ金銭データを公有財産台帳に送付したいという要望を頂戴することもあります。こうしたご要望に対しては、システム面での統合ではなく、データリンクの整備を推奨しています。つまり、「公有財産台帳の価格部分は固定資産台帳にある」という解釈です。

固定資産台帳は、**売却万能資産の選択**や**固定資産の新しい活用方法の検討**、**資産更新に関する計画・管理**等を行う際に欠かせないものです。公会計制度の導入から実利を得るためには、必要不可欠のものと言えるのではないのでしょうか。

現在、全国の各自治体で続々と資産台帳が作成されている状況です。資産計上(資本的支出)と費用処理(修繕費)の区分けの事例も蓄積が進んでいます。

株式会社PMC並びに公会計改革に協力する会計人の会では、こうしたデータを元に、自動化をより進展させ、自治体の皆様の実務をより強力にサポートできるよう、ノウハウの蓄積を進めています。



公会計NewsLetterの内容に関する詳しいお問合せはこちらまで



株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティング

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-28
 虎ノ門タワーズオフィス19F
 TEL 03-5777-8953 / FAX 03-5777-8954
 MAIL info@public.ac http://www.public.ac/